

2009年12月24日

平成22年診療報酬改定についての日本医師会の見解

社団法人 日本医師会

会長 唐澤祥人

平成22年の診療報酬改定では、診療報酬全体で0.19%、本体1.55%、医科本体では1.74%引き上げられる方向になりました。

診療報酬全体のプラス改定は、平成12年以来であり、医療費抑制政策が転換されつつあることを評価したいと思います。

また、前回平成20年の改定とはことなり、診療報酬全体0.19%に加え、薬価および医療材料価格改定の財源1.36%がすべて本体改定分に充当され、本体がプラス1.55%改定になりました。これらは、厚生労働省政務三役が、医療再生のためにご尽力された成果であると考えます。

しかし、それでもなお、期待に反する「小幅な」改定であったと苦言を呈さずにはられません。

新政権である民主党は、そのマニフェスト等で、累次の診療報酬マイナス改定が地域医療の崩壊に拍車をかけたと認識され、総医療費対GDP比をOECD加盟国平均まで引き上げることを掲げておられました。

新政権の医療費を大幅に引き上げようという思いは、医療崩壊に疲弊し、苦悩する医療現場にとって、まさに一筋の光となりました。

日本医師会も、新政権発足後、診療報酬の引き上げにむけて、さまざまな働きかけを行ってきました。

しかし、今回示された診療報酬改定率は、医療現場に希望を与える水準ではありません。新政権発足後、新政権に期待を寄せてきた全国の医師、医療現場は、いま大きく失望し、憤りすら覚えています。

新政権はまた、政治主導をうたっておられましたが、診療報酬改定率の決定にいたる経緯は、あまりにも財務省主導でした。新政権、とくに厚生労働省政務三役には、今後、強い政治主導で医療政策を進めていただきたいと思います。

診療報酬改定率はほぼかたまりましたが、個々の医療、個々の診療報酬のあり方も重要です。

すでに中医協で、個別の診療報酬項目についての議論が進んでいますが、今回は「小幅すぎる」改定です。その中で、いかに対応するのか、冷静な判断を求めたいと思います。

また、長妻厚生労働大臣は、昨日 12 月 23 日の会見で、「小幅であるが、平均的に上げるのではなくメリハリをつける改定を行う」と述べ、再診料や診療科間の配分の見直しを示されましたが、医療崩壊、医師の疲弊はそれで解決する次元ではありません。

これまで、日本医師会が繰り返し述べてきたように、医療は、急性期、回復期、慢性期、外来、在宅医療が切れ目なく提供されなければなりません。日本医師会は、病院勤務医と開業医の分断、病院と診療所の配分の見直しといった構図に陥ることなく、個別の診療報酬のあり方について、踏み込んだ主張をしていきます。

わたしたち医師は、日々、患者さん、地域住民の方と向かい合っています。日本医師会は、そうした医療現場のエビデンスを示し、あるべき医療についての提言を行なってきました。

今後、政府与党には、是非、日本医師会のエビデンス、提言を活用していただきたいと思います。それによって、より国民の理解と共感を得られる医療政策を示していける

と確信します。

わたしたち日本医師会は、すべての医師を代表し、国民の生命と安心を守る組織です。その責任と誇りの下、これまで以上に医療再生のため、全力で取り組んでいく所存です。

以上